

議員提案第 49 号

ICC の独立と「法の支配」を堅持する
ための取組を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 8 年 9 月 29 日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

飯塚孝子

渋谷明治

倉茂政樹

野村紀子

武田勝利

鈴木映

佐藤誠

小山進

松下和子

志賀泰雄

加藤大弥

宇野耕哉

細野弘康

高橋聡子

小泉仲之

中山均

幸田健太

高橋三義

青木学

竹内功

石附幸子

ＩＣＣの独立と「法の支配」を堅持するための取組を求める意見書

ＩＣＣ（国際刑事裁判所）は、ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪などの重大な国際犯罪を対象とした常設の国際刑事裁判所です。行為者の地位や権力にかかわらず「法の支配」に基づいて責任を問い、被害者の尊厳を守り、不処罰を許さない仕組みは、公正な国際社会にとって必要不可欠の機関です。

ＩＣＣなどの国際機関や枠組みが体現する「法の支配」は、東アジア地域の厳しい安全保障環境の中にある我が国にとっても、平和と安全の確保の上で極めて重要な基盤です。北朝鮮の拉致・人権問題を抱える当事者である本市の議会としても、その重要性を強く認識するものです。

しかし、去る８月１８日、米国政府は、ＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象に指定しました。裁判官や職員個人を制裁対象とし、経済的な圧力を加えることは「法の支配」「司法の独立」という民主主義の基本原則そのものを脅かすものです。また、９月２２日には、米国のトランプ大統領が国連総会でＩＣＣを「ならず者機関」「邪悪な集団」だと中傷し、加盟国に脱退を呼びかけました。米国の制裁や一連の対応に、各国からも批判や抗議の声が相次いでいます。

日本政府は「法の支配」を重視し、ＩＣＣに対し、赤根所長を含む裁判官及び職員を輩出するだけでなく、最大の財政貢献国として、その活動を支援してきました。その立場からも、米国の一連の措置や対応は容認できないはずです。

そこで、本市議会は「法の支配」を重視する立場から、政府及び国会に対し、下記を求めるものです。

記

- １ ＩＣＣの独立を支持し、これを尊重する旨を対外的に宣言すること。
- １ 米国政府が赤根所長らに対して科した一連の制裁措置やＩＣＣへの対応について、我が国の立場と相入れない旨を米国政府に直接、明確に申し入れるとともに、他の加盟国と緊密に連携し、同措置や対応の速やかな撤回に向けた働きかけを行うこと。
- １ ＩＣＣがその独立した職務を遂行できるよう、今後も積極的な人的及び財政的支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月２９日

新潟市議会議長
小野 清一郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

}

宛て